

市会議案第19号

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和2年12月18日提出

吹田市議会議員 川本 均

同 石川 勝

同 五十川有香

同 野田 泰弘

同 小北 一美

同 山根 建人

同 玉井美樹子

不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書（案）

日本産科婦人科学会のまとめによると、平成30年（2018年）に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子供は、5万6,979人となっており、前年に続いて過去最多を更新している。また、晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えているため、治療件数も過去最多の45万4,893件に上っている。

国においては、平成16年度（2004年度）に、年1回10万円を限度に助成する特定不妊治療費助成事業を創設し、これまで段階的に助成額の拡充や所得制限の緩和などを行うとともに、不妊治療への保険適用も一部行ってきている。しかし、保険適用の範囲は、不妊の原因調査などに限られているため、保険適用外の体外受精や顕微授精を受けるには、1回当たり数十万円の費用が掛かり、また、何度も繰り返し受ける場合が多くあることから、不妊治療を行う人々にとって過大な経済的負担となっている。

本年10月から、国は不妊治療の件数や費用等の実態調査を始めているが、保険適用の拡大や所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に実施しなければならない喫緊の課題である。

よって、本市議会は政府及び国会に対し、不妊治療を行う人々が今後も安心して治療を受けることができるよう、下記の事項に早急に取り組むことを強く求める。

記

- 1 不妊治療は一人一人に最適な形で実施することが重要であるため、不妊治療への保険適用の拡大に当たっては、治療を受ける人の選択肢を狭めることがないように、十分配慮すること。具体的には、現在は助成対象となっていない人工授精を始め、特定不妊治療である体外受精や顕微授精、さらには男性に対する治療についても、その対象として検討すること。
- 2 不妊治療への保険適用の拡大が実施されるまでの間については、その整合性も考慮しながら、所得制限の撤廃や回数制限の緩和など、既存の助成制度の拡充を行うことにより、幅広い世帯を対象に経済的負担の軽減を図ること。
- 3 不妊治療と仕事の両立が可能な環境の更なる整備とともに、カウンセリングなど、不妊治療に関する相談体制の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月 日

吹田市議会